

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年8月27日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第35号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第10項中「情報政策監」の右に「，人材活性化政策監」を加える。

第2条中第28項を第29項とし，第8項から第27項までを1項ずつ繰り下げ，第7項の次に次の1項を加える。

8 人材活性化政策監は，上司の命を受け，人材の活性化の推進に関する事務を統括する。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)